

パブリック・コメントを2件実施します。

第4期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

都留市立病院改革プラン(素案)に対する「意見を募集します」。

☆第4期都留市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画(素案)

目的・趣旨

本市では、平成18年度から平成20年度までを計画期間とする「第3期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を平成18年度に策定し、この計画に基づき、保健や福祉分野をはじめとする施策の充実や介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。

この計画は、3カ年ごとに見直しを行うことになっていくことから、高齢者の状況や社会情勢の変化、国の施策動向などを踏まえ、平成21年度から平成23年度までの介護、介護予防、生活支援などの各種施策の内容とサービスの提供量、提供体制などを具体的に示す「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

意見の募集期間

2月2日(月)～20日(金)

意見の提出方法

次のいずれかの方法により健康推進課までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送にて提出

〒402-0051

都留市下谷2516-1

いきいきプラザ都留内
健康推進課

○FAX(45)5119

○電子メール kaigohoken@city.tsuru.lg.jp

問合せ 健康推進課 介護保険担当

広く市民の皆様からご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。そのためパブリック・コメントを実施します。



☆都留市立病院改革プラン(素案)

目的・趣旨

「経済財政改革の基本方針2007について」(平成19年6月19日閣議決定)において、社会保障改革の一環として公立病院改革に取り組むことが明記され、「総務省は、各自自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す」とされました。

これにより、市立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために「公立病院改革ガイドライン」(次ページ参照)に基づき、病院事業経営の改革に総合的に取り組むため、平成20年度において、市立病院改革プランを策定します。

意見の募集期間

2月10日(火)～25日(水)

意見の提出方法

次のいずれかの方法により病院事務室までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送にて提出

〒402-0056

都留市つる5-1-55

都留市立病院2階事務室

○FAX(45)2467

○電子メール

syomu@hp.city.tsuru.yamanashi.jp

問合せ 市立病院 事務室

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは・・・

根拠法令など

この計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、平成18年に策定した第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階として位置付けられています。

なお、老人保健法第46条の18に基づく「老人保健計画」は、老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置づけられたため、策定義務はなくなりましたが、本市においては、健康増進法に基づいて実施する高齢者の健康づくり施策についても、これまで同様、本計画の中でその方向性を示すものとします。

計画期間

本計画の期間は、平成21年度から23年度までの3年間とし、将来人口や要介護者数の見込みなどについては平成26年度までの長期的な展望を示します。

基本理念

第5次都留市長期総合計画(平成18～27年度)の将来像「スマートシティ都留」の施策の方向性に基づき、「健康ではつらつと暮らせるまちづくり」の基本理念のもと、3つの基本目標「安心して介護が受けられるまち」、「健やかに暮らせるまち」、「いきいきと活動し、みんなで支えあうまち」を目指し、健康づくりの推進や、高齢者がはつらつと輝きながら活躍できる環境整備、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実、市民がみんなで支え合う地域づくりなど、総合的な施策を市民と行政が協力して取り組みます。